

令和2年度（第133回）福岡市情報公開審査会議事録

1 日 時 令和2年10月28日（水）10:00～11:15

2 場 所 福岡市役所15階 1505会議室

3 出席者

(1) 委員

五十川 直行
大神 朋子
大脇 成昭
作間 功
山下 亜紀子

(2) 事務局

情報公開室長	小川 直也
情報公関係長	杉谷 俊介
情報公関係員	永石 有利枝

4 会議経過

開 会

議 事

- (1) 会長の互選について
- (2) 会長職務代理者の指名について
- (3) 部会の設置及び部会に属する委員の指名について
- (4) 運用状況の報告について

閉 会

5 議事結果

(1) 会長の互選

会長に作間功委員が選任された。

(2) 会長職務代理者の指名

会長職務代理者に五十川直行委員が指名された。

(3) 部会の設置及び部会に属する委員の指名

2つの部会を設置すること、部会に属する委員については、配布資料2のとおり会長において指名された。

(4) 運用状況の報告

事務局から令和元年度の運用状況を報告した。

6 議事内容

(1) 会長の互選

事務局 ただいまから令和2年度(第133回)福岡市情報公開審査会を開会する。本日は、改選後初めての会合のため、会長選任までの間、事務局が進行役を務めさせていただきます。

これより議事に入る。議事(1)の「会長の互選」について、福岡市情報公開条例第25条第1項によると「委員の互選によりこれを定める。」と定められており、当審査会の会長を互選する必要があり、ご協議いただきたい。

委員 会長の互選について慣例等があれば事務局に確認したい。

事務局 これまで、慣例として福岡県弁護士会から推薦いただいた委員に会長職をお引き受けいただいている。

委員 作間委員が会長に適任だと考える。

事務局 ただいま作間委員に会長をお願いしたいとの意見があったが、いかがか。

<異議なし>

事務局 作間委員、よろしいか。

<作間委員承諾>

事務局 それでは全会一致で作間委員を会長に選出する。これからの議事の進行を作間会長に願います。

(2) 会長職務代理者の指名

会 長 議事（2）は、会長職務代理者の指名である。条例第25条第3項によると、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」と定められており、会長職務代理者を会長が指名することとなっている。会長である私から、職務代理者を指名させていただく。五十川委員に、会長職務代理者を願いたい、いかがか。

<異議なし>

会 長 会長職務代理者は、五十川委員とする。

(3) 部会の設置及び部会に属する委員の指名

会 長 議事（3）は、部会の設置及び部会に属する委員の指名である。条例第27条第1項によると、「審査会は、審査請求に係る事件に関する事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。」と定められている。従前どおり、2つの部会を置くことでいかがか。

<異議なし>

会 長 続いて、部会の構成を検討する。条例第27条第2項によると、「部会に属する委員の数は、3人以上とし、審査会の委員のうちから会長が指名する。」と定められており、会長である私から、配布資料2に記載のとおり、第1部会の委員として五十川委員、大神委員、大脇委員及び私を、第2部会の委員として石森委員、北坂委員、私及び山下委員を指名する。よろしく願いたい。

(4) 運用状況の報告

会 長 次に、事務局から運用状況の報告を願います。

<配布資料3「公文書公開請求の運用状況」を事務局が説明>

- 会 長 ただいまの報告について、質問等はないか。
- 会 長 それでは私から質問する。当審査会の過去の答申や判断枠組み等について、データベースのようなものはあるのか。
- 事務局 過去の答申については、市のホームページで公開している。また、答申のデータベースについては、国の答申データベースなどを参考にしながら事務局で作成を進めているところである。
- 会 長 他都市の状況はどうなっているか。
- 事務局 他都市も本市と同様に、過去の答申をホームページで公表している自治体が多いが、データベースを作成している自治体は少ないと思われる。
- 委 員 審査請求に係る事件の処理の流れ及び処理期間を尋ねる。
- 事務局 審査庁から当審査会に諮問があった場合、当該事件はいずれかの部会に付され審査が開始する。審査は案件の概要説明に始まって、実施機関及び審査請求人の口頭意見陳情、審議、答申案作成という流れで行われており、処理期間は案件によって大きく異なることがある。また、審査中案件や待機案件がある場合は、審査の開始までに期間を要する場合もある。
- 委 員 審査請求があった場合に、諮問されないこともあり得るのか。
- 事務局 審査請求に係る公開決定等を取り消し、又は変更し、審査請求に係る公文書の全部を公開することとするときは諮問されない。
- 会 長 審査請求に係る事件について、審査会にはどのような調査権限があるのか。
- 事務局 条例第28条の規定により、審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。また、審査請求人等に対し、意見書又は資料の提出を求めるなど必要な調査をすることができることとされている。
- 会 長 文書が不存在の場合にはどのように審議し、判断するのか。

事務局 実施機関より文書がないことについて説明を聴き、合理性を判断する。作成すべき文書が未作成である場合は、答申に付言をつけることもある。

委員 表5の非公開理由の欄に「保有していない」との記載があるが、そもそも文書を作成していない場合や作成後に保存期間が経過して廃棄する場合など、さまざまな場合があるため、記載について検討されたい。

委員 表5の平成29年諮問第4号については、諮問が平成29年10月で、答申が令和元年8月であり、審議に時間を要する困難な案件だったことが推測されるが、表5の記載だけではその事情が分かりにくい。例えば、諮問年月日や答申年月日などの情報に加え、審議回数などの項目があれば、審議の過程が可視化されてよいのではないか。

事務局 いただいた意見を踏まえ、記載の仕方を検討したい。

委員 運用状況報告について、表6で「※平成30年度情報公開制度運用状況については、各部会にて報告」との記載があり、令和元年度は福岡市情報公開審査会では報告せず、各部会で報告したことは読み取れるのだが、運用状況報告の重要性に鑑み、当該箇所には部会名と報告日を追記してはどうか。また、12ページの「令和元年度及び過年度」との表現がわかりにくいため、「令和元年度以前」と改めてみてはどうか。

事務局 そのような形で修正したい。

会長 そのほかに、質問等はないか。

会長 それでは、予定していた議題を終了したので、令和2年度（第133回）福岡市情報公開審査会は、これで終了する。